

須坂市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、養育費の取決め事項の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため、養育費の取り決めを行うひとり親に対し、養育費に関する公正証書等の作成に要する費用に対し、予算の範囲内で交付することについて、須坂市補助金等交付規則（昭和47年規則第26号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 養育費 民法（明治29年法律第69号）第766条第1号の監護に関する費用をいう。
- (2) 公正証書等 公正証書（民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条第5号に規定する執行調書に限る。）、調停証書及び確定判決等養育費の支払い取決め事項を記載した公文書をいう。
- (3) ひとり親 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のいない女子及び同条第2項に規定する配偶者のいない男子であって、現に児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ）を扶養しているものをいう。

(交付対象者)

第3 第1に規定する補助金の交付対象者は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 養育費の取り決めに関する公正証書等の作成に要する経費を負担した者
- (2) 養育費の取り決めに係る公正証書に表示された当事者
- (3) 児童扶養手当（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当をいう。）の受給資格のある者または児童扶養手当の受給資格のない者であって、所得の水準が児童扶養手当の受給資格のある者に相当するとみとめられる者
- (4) 過去に同一の養育費に係る公正証書作成補助金の交付を受けていない、又は国、他の地方公共団体若しくはこれに準ずる団体からの補助を受けていない、若しくは受ける予定のない者。

(補助対象経費)

第4 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、養育費の取決めに係る債務名義の取得に要する経費（交付対象者が負担したものに限る。）のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 公証手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証手数料
- (2) 調停の申立てまたは訴訟に要する収入印紙に係る費用

(3) 裁判所または公証人役場に提出する戸籍謄本等の書類の取得に係る費用

(4) 裁判所または公証人の連絡用の郵便切手に係る費用

(補助金の額)

第5 補助金の額は、補助対象経費とし、43,000円を限度とする。

(交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、公正証書等の債務名義を取得した日の属する年度の3月末までに、須坂市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市の保有する公簿等によって申請に必要な内容を確認することができるときは、添付資料を省略することができる。

(1) 交付申請者および養育費の取決めの対象となる子の戸籍の謄本または抄本ならびに交付申請者の世帯全員の住民票の写し

(2) 交付申請者に係る児童扶養手当の写し又は児童扶養手当確認通知書の写し、補助対象経費の領収証等の支払を証する書類の写し（当該交付申請者が児童扶養手当受給者の場合に限る。

）または当該交付申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年。以下この号において同じ。）の所得の額ならびに扶養親族等の有無及び数ならびに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長含む。以下この号において同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号））および当該控除対象扶養親族の前年の所得の額について市町村長の証明書を含む。）

(3) 養育費の取決めに係る債務名義の取得およびその内容を確認できる書類の写し

(4) 市長が必要と認める書類

(交付決定及び確定等)

第7 規則第6条及び第13条に規定する決定（確定）は、須坂市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付決定（交付額確定）通知書（様式第3号）によるものとする。

(実績報告書等)

第8 規則第12条の規定による実績報告等は、第6の交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

(交付請求等)

第9 交付決定者が、補助金の交付を請求しようとするときは、須坂市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付請求書（様式第4号）によるものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第10 市長は、交付決定者が偽りその他不正の方法により補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部を取消し、須坂市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付決定取消書（様式第5号）により通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。